

## 就労証明書の記載に関するよくあるご質問（雇用されている方）

就労証明書の記載方法に関するよくあるご質問について、お答えします。  
就労証明書を作成する際に、ご参照ください。



### (目次)

- 1 [就労証明書について](#)
- 2 [「4 本人就労事業所」について](#)
- 3 [「6 就労時間」について](#)
- 4 [「7 就労実績」について](#)
- 5 [「12 育児のための短時間勤務制度利用有無」について](#)
- 6 [「15 給与形態等」について](#)
- 7 [「16 雇用主との親族関係」について](#)

### 1 就労証明書について



就労証明書に証明印の押印は必要ですか？

就労証明書に証明印の押印は必要ありません。  
なお、押印いただいた場合であっても証明書の受理に  
支障はありません。



記載を誤った場合には訂正印が必要ですか？

訂正印の押印は必要ありません。  
訂正箇所を二重線で抹消のうえ余白部分に正しい内容  
を記載してください。



合)	一月当たりの就労日数	月間	20	日	一週当たりの就労日数	週間	5	日
	平日	9 時	=00= 分	~	17 時	30 分	(うち休憩時間	60 分)
	土曜	時	30 分	~	時	分	(うち休憩時間	分)
	日祝	時	分	~	時	分	(うち休憩時間	分)



大阪市ホームページからExcel版をダウンロードしたのですが、印刷が両面1枚に収まりません。  
調整を試みたのですが、シートの保護により作業ができません。

パソコンの環境によっては印刷が両面に収まらない事案を確認しております。

お手数ですが、Excelファイルの校閲タブから「シート保護の解除」を選択し、セルの幅等を調整ください。  
調整が困難な場合には、2枚以上となった就労証明書をホッチキス止めによりご提出ください。



代表者1人のみの法人であり、代表者が保護者本人である場合、就労証明書を保護者が記載してもよいのでしょうか？

法人に保護者の他に証明書を記載する権限を有する従業員がいない場合には、保護者本人が記載いただいて問題ありません。



## 2 「4 本人就労事業所」について



右上欄の事業所所在地と従業員本人の勤務地が同じ場合でも記載すべきでしょうか？

右上欄の事業所所在地と就労先事業所が同一の場合には「4 本人就労事業所」の記載は必要ありません。



### 3 「6 就労時間」について



法人役員につき雇用契約や就労規則により定められた就労時間がない場合にはどのように記載すべきでしょうか？

法人や事業所の稼働時間、他の従業員の就業時間、役員本人の直近の従事時間を参考に平均的な内容を記載してください。



### 4 「7 就労実績」について



証明書を受ける従業員が現在育児休業中につき、直近3か月は勤務していない場合、勤務実績はどのように記載すべきでしょうか？

育児休業により直近3か月に勤務実績がない場合には、育児休業及び産前休暇取得前の実績を記載してください。



育児休業及び産前休暇取得前の勤務実績が体調不良により平常時より著しく少なくなっている場合、どのように記載すべきでしょうか？

産前の実績が著しく少なくなっている場合には、就労時間の内容で勤務できていた直近の実績を記載してください。この時、備考欄に実績が少なくなっていた期間と理由を補記いただくようにお願いします。

【補記の例】

×月～×月は産前の体調不良により時短勤務 等



有給休暇は実績に含めるべきでしょうか？

有給休暇は実績に含めます。

実績時間についても、1日あたりの就労時間を加算してください。



5 「12 育児のための短時間勤務制度利用有無」について



該当する従業員が育児休業取得中であり、復職後には制度利用を予定している場合は記載すべきでしょうか？

証明日現在で利用が決定していない内容は記載いただく必要はありません。なお、短時間勤務制度の利用の有無は、保育施設等の利用調整（点数）に影響ありません。



6 「15 紹与形態等」について



月給制において「15 紹与形態等」の金額欄には、どのような金額を記載すべきでしょうか？  
また、直近の紹与支払実績にはどのような金額を記載すべきでしょうか？

金額欄には基本給+固定の手当額を記載してください。  
(1か月有給取得したとしても支給される額)  
直近の紹与支払実績は実際に支給された額になるため、残業手当等の変動の手当額も含めて記載してください。



7 「16 雇用主との親族関係」について



保護者が法人の代表取締役の場合には、親族関係「有」の続柄「本人」と記載すべきでしょうか？

法人とは法律により自然人と同じ権利義務を認められた組織のことであり、保護者個人とは別人格であり、親族関係にも該当しません。

